

- 条例により、**対象地域の上空では、小型無人機の飛行を禁止**する。
- ただし、**知事及び土地所有者等^{※1}の同意**を得た上で、**公安委員会へ通報**することにより、小型無人機を飛行させることができる。
- 知事及び土地所有者等の同意なく飛行させた場合、罰則の対象（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）。

